

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPAN 欧州特許セミナー【オンライン】

Nokia 対 Daimler 事件、Ericsson 対 Samsung 事件を通じての 欧州 FRAND 訴訟の解析とそのルール

- 1) 開催日時：2021年7月19日（月）16：00～17：30
- 2) 講演者：入野田 泰彦 氏（弁護士、ミュンヘン在住）

<主なトピックス>

① **Nokia vs. Daimler** 事件とは

何が争われ、何がもたらされたのか

- ・標準必須特許（SEP）訴訟及びその関連訴訟事件は、Nokia 有利の和解が成立した
- ・Daimler の戦略的敗北は SEP 実施者側にとっての FRAND 交渉・訴訟の教材となった
- ・Continental こそが敗者と言える



入野田 泰彦 氏

② ドイツの裁判所が SEP 訴訟地として選ばれる理由

- ・権利者優位の実務、強力な証拠収集、経験豊富な特許裁判官、無効訴訟と侵害訴訟の手続のタイムラグは和解へのレバレッジとなる
- ・ドイツ企業における知財権尊重の姿勢。一審裁判所が侵害認定すると、差止請求権にかかわらず、実施行為はコンプライアンス違反とされ得る
- ・ドイツの裁判所の判断があると極めて迅速に欧州及び他国で権利行使可能となる

③ SEP 訴訟のドイツ・欧州の判例によるルール化

- ・ドイツ最高裁（BGH）オレンジブック判決 2009
- ・欧州裁判所（ECJ）Huawei vs. ZTE 判決 2015
- ・ドイツ最高裁（BGH）Sisvel vs. Haier 2020

④ SEP 訴訟のドイツ最高裁（BGH）「オレンジブック事件判決」

- ・オレンジブック判決：ECJ2015 年判決以前のドイツ最高裁ルール競争法によって特許権権利行使が制限されるのは極めて限定的である

⑤ 2015 欧州裁判所（ECJ）Huawei vs. ZTE 事件判決

- ・”FRAND-Dance”という、従来型の特許訴訟・ライセンス交渉とは全く違うルールが使われたライセンスを受けたい旨の真摯な意思表示とフェアな交渉態度が重要である

⑥ 2020 ドイツ最高裁判決（BGH）Sisvel vs. Haier 事件判決

- ・ECJ2015 年判決の枠組みを堅持しながらドイツ流の権利者優位の実務の思想が反映された

⑦ ドイツ裁判所間の鏝迫り合いと 2020 年 8 月マンハイム地裁 Nokia vs. Daimler 事件判決（FRAND ルールに則った実施者側の防衛策）

- ・Nokia vs. Daimler 事件和解によるすべての訴訟案件は取下げで遡及的に存在しなかった判決として扱われるが、Mannheim 地裁が示した FRAND 問題に関する解釈は、今後の指針となる

⑧ Ericsson vs. Samsung 事件の解析（失敗に終わった Samsung 社による防衛策）

- ・Anti-Suit injunction は、大陸法系諸国への防衛策とはならない
 - ・Samsung 社は Ericsson 社の出願への異議申立て等の対抗策がない
 - ・Ericsson 社は non SEP でベルギー、オランダ、ドイツに法的措置をとり、SEP 訴訟を CJEU に付託宣言したデュッセルドルフ地裁を囲むような巧妙な戦略をとり、Samsung 社は対抗手段に乏しい
- 本セミナーは企業知財部や特許事務所にご勤務の方で欧州特許実務に携わっておられる方々にとって、非常に有意義な内容となった。

以上